

兵庫ゆずりあい駐車場制度

障がいのあるかたなどのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、兵庫県が県内共通の「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付する制度です。

交付する利用証は、公共施設やショッピングセンター・病院等の車いす使用者利用駐車区画（「兵庫ゆずりあい駐車場」案内標示のある駐車区画）でご利用いただけます。

※詳細については、県ホームページをご参照ください。

■対象

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者・高齢者・妊産婦・傷病人等で「歩行に配慮が必要なかた」

（※「駐車禁止除外指定車標章」所持のかたを除く）

■登録駐車場（市内）

◆県立・市立施設（一部を除く）◆コープ浜芦屋◆モンテメール◆ライフガーデン潮芦屋◆フィッシングマックス芦屋店◆医療法人昭圭会南芦屋浜病院

■申し込み

申請書・歩行に配慮が必要ながことが確認できる書類の写しを持参し、下記へ



問い合わせ 芦屋健康福祉事務所（監査・福祉課） ☎32-0707

緊急・災害時要援護者台帳の整備を進めています

市では、東日本大震災の教訓から、災害発生時に迅速な避難を行うためには、平常時から災害に備える意識を持ち、適切に避難する準備が必要であると改めて認識し、避難の支援などが必要なかたを行政はもとより地域で支援するために、様式等を改め新たな「緊急・災害時要援護者台帳」の整備を進めています（本年6月に災害対策基本法が改正され、避難に支援が必要なかたの台帳を作成しなければならないこととなりました）。

下記に該当するかたについて、本年7月末日付けで「緊急・災害時要援護者台帳登録申請書」をお送りしていますので、上記の主旨をご理解いただき未提出のかたはご提出をお願いします。

なお、個人情報については、厳格に管理するとともに、本人の同意に基づき、避難支援などの活動に必要な情報を担当地区の自治会・自主防災会等へ提供します。民生・児童委員には、平常時からの見守り活動のため原則すべての情報を提供します。

■対象 身体障害者手帳の1・2級をお持ちのかた
療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043/☎38-2178

福祉マップ 「おしえて！芦屋っふ」を配布しています



障がいのあるかたの生活に沿ったサービスを「相談」「居宅」「日中」「働く」「泊まる」に分類し、事業所の概要やPRポイントを地図や写真・イラストを交えて紹介した冊子です。

福祉マップは、障害福祉課・保健福祉センターで配布しています。
（市のホームページでもご覧いただけます。）

問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043/☎38-2178

こんな経験ありませんか？

面識のない人があまりにも近くにこられた場合、皆さんはどういった気持ちになるでしょうか。多くのかたは、戸惑ったり、不安な思いをしたりする場合が多いのではないのでしょうか。

多くの場合、人との距離感はその人との関係性によって決まってしまうのですが、障がいのあるかたの中には関係性によって距離感を決めるといことが難しいかたがおられます。

このようなかたは何か思惑があつて近づくのではなく、普通に接する際の距離が近いというだけなのです。にもかかわらず、それが理解されず、誤解されたままになり、地域で過ごしにくくなってしまふということがあります。それは本人だけではなく、周りのかたにとつても大変不幸なことです。

このようなことを避けるためには、

障がいのあるかたへの支援

どうすればよいのでしょうか？

まずは、周りのかたがそのかたと接する機会を多く作ることによつて、そのかたを知ることです。知ることによつて戸惑いや不安は減少していきます。さらに機会を重ねることによりそのかたの個性を理解することができていきます。そうすることにより、周りのかたとの関係性もよくなり、地域で過ごしやすくなつていきます。

障がいのあるかたに必要な支援の形は一人ひとりの状況によりさまざまです。車いすを利用されているかたが段差を越えられず困つていらつしゃれば、一言お声をかけてお手伝いすることがそのかたへの支援となります。

同じように、障がいの特性により人と接する際の距離感を適切に決めることが難しいかたには、そういう

個性であるということを理解し、接することが支援となるのです。

本年四月から施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」では、その理念の中に障がいの有無によらず、共生する社会の実現がうたわれています。障がいの有無は必ずしも外見だけで判断できるものではありません。また、支援の方法も一様でない上に、すぐに確な方法が見出されるとは限りません。しかしながら、共生社会の実現には、地

域におけるさまざまな形の「支援」が必要です。市民の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いします。



障がい団体の活動内容

障がいのあるかたや、保護者が「会」を結成し、研修会や親睦を深めるためのさまざまな活動をしています。1人で悩まずに、まずは相談してみませんか？

芦屋市身体障害者福祉協会 問い合わせ 杉田(☎22-4598)	視覚・聴覚・言語・肢体・内部の身体障害者手帳を持つかたの団体です。会報による情報共有と旅行やスポーツ、作品展や研修会に参加して絆を深め、困った時に声を掛け合える会を目指しています。
芦屋市 身体障害児者父母の会 問い合わせ 木村(☎22-0827)	昭和38年10月に結成され、身体障がい児・者の育成と自立生活を側面から支援し、住み慣れた地域で生き生きと生活できる環境整備のための活動と会員相互の親睦を目的としています。情報提供・研修会・親睦会・レクリエーション等のイベントも開催しています。
NPO法人 芦屋市手をつなぐ育成会 問い合わせ 朝倉(☎31-0670)	知的障がいのあるかたが芦屋で安心して元気に暮らせるよう、子どもたちの日々の生活と親亡き後のより良い環境づくりに力を入れて活動しています。
芦屋家族会 問い合わせ 島(☎55-7702)	平成17年に発会した心に障がいを持つかたの家族の集まりです。21人と少数ですが、やわらかな支え合いを大切に、月1回の例会の開催とAMSC（芦屋メンタルサポートセンター）との合同紙「もく」を発行しています。

《「障害者」の「害」表記について》

市では、心のバリアフリーを推進するため、「障害者」等の「害」の字の表記については可能な限りひらがなで表記するか、ほかの言葉で表現しますが、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や固有名詞については、変更せずに引き続き「害」の字を使っています。